

東日本大震災復興構想会議 資料

〈提 言〉

- (1) 森林利用先導モデル地域創生構想
- (2) 大学との連携による地域復興



宮城県知事 村井 嘉浩

平成23年6月11日

森林利用先導モデル地域創生構想

～ 東北地方の森林・林業のポテンシャルを活かした産業復興の取組 ～

現 状

東北地方の 森林・林業

- ・森林資源：全国の2割
(森林面積470万ha, 森林蓄積:8億 m^3)
- ・素材生産量：全国の1/4 (430万 m^3 /年)

**東北太平洋沿岸の合板工場等
木材加工施設が甚大な被災**
(全国の合板生産量の約3割)

- ・サプライチェーンの寸断
- ・住宅等への木材供給の停止
- ・木材生産の休止, 停滞
- ・雇用の場の喪失

海岸林が壊滅的状態
(東北～北関東の海岸防災林の
約2/3)

- ・海岸林の有する防災機能の喪失
- ・木質系がれきの大量発生
- ・生物多様性(海岸林, 干潟等)の喪失

提 案

【社会的要請】

- ◆ 木材産業の再生, 新規産業の創出, 雇用の場の確保
- ◆ 人と自然の共生社会・自然エネルギー活用型地域の構築
- ◆ 災害に強い安全・安心な地域形成
- ◆ 地球温暖化の防止, 生物多様性の復元

◎ サプライチェーンの復興

- ・木材加工業の早期再建
 - 木材の安定需要の創出
 - 木材生産現場や森林所有者への負の連鎖を払拭。
- ・集約化と路網整備・機械化による原木の安定供給
- ・住宅や公共施設等への安定的な木材製品供給の実現。

◎ 海岸防災林の再生

- ・人工砂丘と海岸防災林の造成を一体的に実施。
- ・再生骨材を積極的に活用。
- ・人と自然が共生できる空間の整備。
- ・白砂青松など美しい景観の回復。

森林利用先導モデル地域

◎ 木質バイオマスの多角的利用モデルの確立

- ・木質資源を利用した熱・電供給システム(コジェネ)の整備。
- ・バイオマス利用に寄与する多様で持続可能な森林経営モデルの構築。
- ・バイオマス産業など新規産業の創出による新たな雇用の場の確保。

木質バイオマスの多角的利用モデルのイメージ

～ 災害廃棄物の早期処理から「バイオマス林業」への展開 ～

■木質系がれき活用上の課題

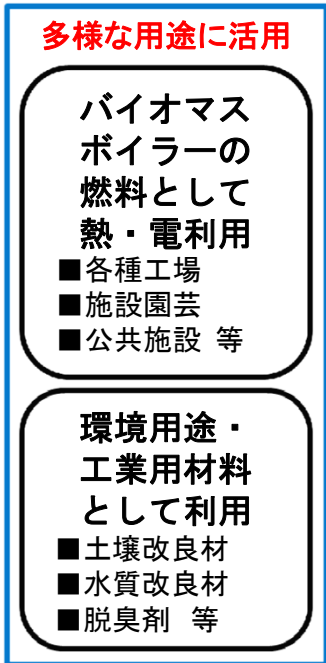
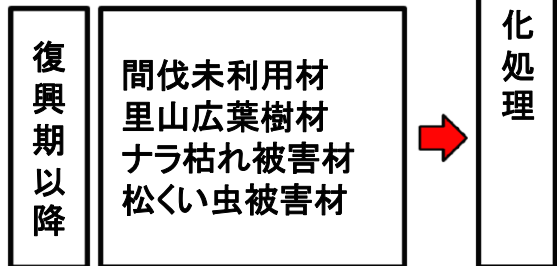
- 1 チップ化後の腐朽が早く, 早期利用が必要
- 2 倒木・流木の活用においては広大な丸太保管スペースが必要
- 3 燃焼利用のためには塩分濃度が障害(除塩が不可欠)

利用モデルの一例

【震災発生～3ヶ年程度】



【震災発生4年目以降】



■木質系がれきの炭化による課題の解消

- 1 撥水効果により長期保存が可能
- 2 ボリューム・重量の軽減によりストックヤードが小規模化
- 3 炭化工程に伴う除塩により燃焼利用が可能



～ 木質バイオマスの利用企業が立地する地区で, このモデルを早期に実施! ～

大学等との連携による地域復興

背景

○大規模地震により発生した巨大津波により、太平洋沿岸部では多くの尊い命が奪われるとともに、地域の社会資源に甚大な被害が発生した

【発生した課題】

- ・地域コミュニティの崩壊 → 人口の流出・高齢化の加速
- ・行政機能の低下・行政のマンパワー不足 → 被災者の生活再建・地域復興への遅れ
- ・保健福祉・医療・教育機能の崩壊 → 暮らしの不安
- ・想定を超えた震災・津波の発生 → 再来への不安

現状

- 地域の復興とコミュニティ再生のために専門家がボランティアとして支援している
- 崩壊した地域医療を全国から派遣される医療支援チームが支えている
- 震災・津波発生メカニズムの研究がさまざまな研究機関でなされている
- 東北地方の大学等教育研究機関が被災し、教育研究活動に大きな支障が生じている

提案

地域復興の担い手として、大学等教育研究機関を活用

大学等が有する機能「研究力」「専門性」「マンパワー」「連携力」等を最大限活用
被災地域の特徴を知る地元大学を中心に展開することを期待

【事業展開を支えるための取組】

1 大学等研究機関の早期の機能回復と人材育成体制の強化

- 日本経済の推進役を担う高度研究機能の強化
- 東北復興を担う人材育成体制の強化(被災地域出身の学生や進学希望者への手厚い支援)

2 地域復興の活動支援拠点の整備

- 被災地自治体の復興計画の策定や実施への支援
- コミュニティ再生及び文化伝承への支援
- 地元の特性を生かした産業育成(ビジネスモデル構築)への支援

3 地域医療の再生への医療連携システムの構築と診療拠点の整備

- 東北地区が恒常的に抱える医師不足解消と診療拠点の整備, 基礎研究の充実
- 大学・研究機関等を結ぶ高度医療情報システムの構築
→最先端診療と研究拠点としての(仮称)東北メディカル・メガバンクの創設

4 津波防災の調査研究拠点の整備

- 世界規模での調査研究を行う(仮称)環太平洋津波リサーチセンターの創設

5 安定した研究及び実践活動を支える(仮称)学術研究基金の創設

復興財源に関する意見

～震災復興最大の課題～

- 速やかな復興財源の総額提示を
- 地元負担を極力伴わない財政措置を

具体的には

- 用途の自由度が高く複数年度の使用が可能な一括交付金の創設
- 国庫補助制度の拡充
 - ・ 補助対象の拡大，補助率の嵩上げ，補助要件の緩和，事業の優先採択
 - ・ 災害の緊急性に照らした特例措置（遡及して補助対象に含める措置，同一場所・同一規模でなくとも災害復旧事業の対象とする措置等）
- 地方負担に係る地方財政措置の確保
 - ・ 地方税（地方消費税）の充実，地方交付税，地方債の確保
 - ・ 地方債償還に係る手厚い地方交付税措置
- 財源の確保
 - ・ 災害対策税の創設（恒久的で全国民，全地域が対象となる災害対策のための間接税・目的税）
- きめ細かな支援のための財源の確保
 - ・ 災害復興基金の創設（各被災県ごと。出えんや無利子貸付による国の支援）

適切な財源措置が講じられなければ，被災県・市町が描く抜本的な復興計画は，「絵に描いた餅」に！

復興まちづくり事業の地元負担について(A町の場合)

◇ 被災自治体における全体の復興費について

A町全域での復興費は、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の復興まちづくりに係る基盤整備費のほか、道路、港湾、漁港、公共建物等、水産業施設、民間建物等の復旧費と合わせて総額3,350億円程度となる。

事業名	内容	概算事業費	左記事業に占めるA町の負担額
基盤整備費		1,417億円	1,053億円(74%)
土地区画整理事業	3地区 153.8ha 1,750戸	918億円	628億円(68%)
防災集団移転事業	3地区 30.7ha 597戸	499億円	425億円(85%)
復旧費		1,933億円	112億円(6%)
道路	面整備地区外の県道・町道	24億円	3億円(13%)
港湾施設	防波堤, 護岸, 岸壁, 道路等	70億円	—
漁港施設	防波堤, 護岸, 岸壁, 道路等	382億円	—
水産業施設 (民間施設を含む)	魚市場, 水産加工・冷凍冷蔵工場	211億円	10億円(5%)
公共施設建物	役場, 公営住宅, 運動公園等 (学校・病院等は含まれていない)	198億円	99億円(50%)
民間建物	住宅, 商業施設, 工業施設	1,048億円	—
合計		3,350億円	
	うち公共施設復旧費	2,107億円	<u>1,165億円</u> (55%)

A町：

人口約1万人。H22当初予算約60億円，うち土木費約8億円。



A町は、まちづくりだけで財政破綻！！

復興のための概算事業費について (沿岸市町の復興まちづくりに要する事業費)

◇ 県内における復興費の検討

津波被災を受けた沿岸 12 市町における復興まちづくりの基盤整備費の概算事業費を算出。

◆復興まちづくりの基盤整備費 21,079 億円

検討地区 県内沿岸 85 地区（7 市 5 町）※一部被災市町を除く。

- ・被災市街地復興土地区画整理事業 26 地区（現行制度は国の補助 1/2・限度額あり）
- ・防災集団移転促進事業 59 地区（現行制度は国の補助 3/4・限度額あり）

●復興まちづくりの基盤整備費の試算（現行制度）

事業名	施行面積	総事業費	国負担	県負担	その他 (JR等)	市町負担
	対象戸数		割合	割合	割合	割合
被災市街地復興 土地区画整理事業	1,640ha	5,850 億円	1,681 億円	26 億円	48 億円	4,095 億円
	28,800 戸		28%	1%	1%	70% （限度額があるため 50%以上になる。）
防災集団移転 促進事業	772ha	4,250 億円	1,420 億円	—	—	2,830 億円
	13,900 戸		33%	—	—	67% （限度額があるため 25%以上になる。）
まちづくりに関連する 公共施設等整備事業	国道・県道	3,223 億円	1,289 億円	558 億円	—	1,376 億円
	市町道		40%	17%	—	43%
	JR線		720 億円	168 億円	151 億円	393 億円
※学校・病院等は含まれず	防災緑地 等	7,036 億円	3,506 億円	3,248 億円	—	282 億円
			50%	46%	—	4%
合計	2,412ha	21,079 億円	8,064 億円	3,983 億円	441 億円	8,591 億円
	42,700 戸		38%	19%	2%	41%

12 市町合計：

人口約 61 万人。H22 当初予算約 2,158 億円，うち土木費約 247 億円。



12 市町全て、まちづくりだけで財政破綻！！

特定区画漁業権免許の優先順位

第1順位 漁協

※民間企業は漁協の組合員となる形で参入

第2順位 地元漁民中心の法人

- 地元漁民の属する世帯数の7割以上が構成員となっている
- 地元漁民の有する議決権の合計が総議決権の過半で、かつ、地元漁民の出資額又は株式の数が総出資額又は発行済み株式の総数の過半 ほか

第3順位 地元漁民7人以上の法人

- 構成員の2/3以上が特定区画漁業に常時従事する者
- 構成員で特定区画漁業に常時従事する者の出資額又は株式の数が総出資額又は発行済み株式の総数の過半 ほか

第4順位 漁業者及び漁業従事者(法人含む)

第5順位 新規参入者(法人含む)

マグロ養殖における
民間企業参入事例(全国)

約40社
(免許件数約80件)

事例なし

2社

事例なし

漁協の組合員となる形で民間企業が参入する際の課題

企業側のデメリット

- ✿ 漁協に出資金・漁場行使料・販売手数料・賦課金等は支払わなければならない。
- ✿ 自由な販売等ができない。
- ✿ 漁協の意向に沿わない場合、漁協から除名させられる恐れがある。
※宮城県は1県1漁協である。

地域のデメリット

- ✿ 経営に地元漁民が参画することが要件となっていないため、民間企業側の都合により撤退する恐れがある。(過去、宮城県内において、ギンザケ養殖業で契約栽培(技術提供、種苗・餌の供給、成魚の流通・販売)を行うと約束した会社が、一方的に撤退し、これをあてにして設備投資を行った地元の漁業者が損失を被った事例あり)

- 沿岸漁業を壊滅的な被害から早期に復旧し、かつ、持続的に発展できる産業にするためには、民間企業の資金・ノウハウの導入が不可欠。
- 上記のデメリットを解消するため、第2順位、第3順位的方式により民間企業の容易に参入できる仕組みが必要。

農業における民間企業参入

農業生産法人への 民間企業の参入の要件

議決権の割合



総議決権の1/4以下
ただし、農業生産法人が認定農業者の場合等は1/2以下に緩和

業務執行役員の要件



役員全体の過半



常時従事する構成員の過半

【県内A社の場合】

◆事業内容

地元農業者と民間企業が共同で設立し、大型鉄骨ハウス施設を整備して、野菜の中でも輸入率の高い「パプリカ」の栽培に取り組む。

「パプリカ生産で日本一を目指す」

◆資本金

1億円

◆議決権ベースの出資割合

地元農業者 50%強(出資金270万円)

民間企業 50%弱(" 270万円弱)

◆外部からの設備投資資金の調達方法

国の補助金 11億円

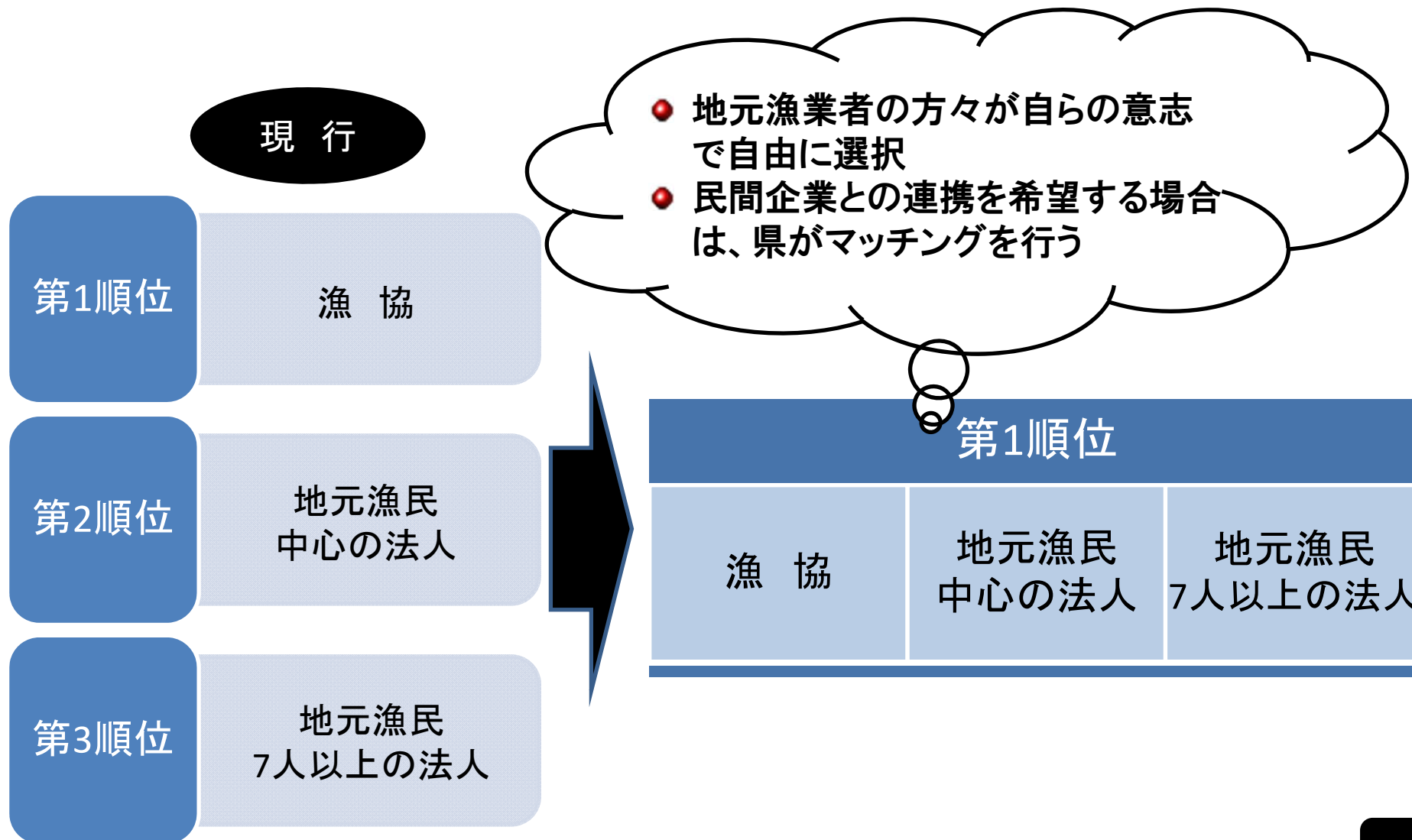
政策公庫融資 11億円

民間企業の資金 3億円

※JA出荷は行っていない。

※JA組合員にはなっていない。

水産業復興特区の内容



宮城県における海面漁業の就業者

〔就業者数〕

2003年 11,449人 → 2008年 9,753人

5年間で1,696人 14.8%の減少

〔年齢構成(2008年)〕

